

大 山 町 賃 借 料 情 報

令和 7年 2月 10日
大山町農業委員会

令和6年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

なお、実際に賃借料を決定する際には、貸し手と借り手の両者でよく協議して決定して下さい。

【田の部】

地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
中山地区	6, 500円	11, 400円	2, 800円	151筆	145筆
名和地区	7, 900円	10, 300円	2, 800円	70筆	164筆
大山地区	4, 100円	6, 700円	1, 800円	217筆	225筆
大山町全体	5, 600円	————	————	438筆	534筆

【畑の部】

地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
中山地区	4, 500円	8, 200円	1, 600円	78筆	82筆
名和地区	6, 000円	10, 100円	1, 900円	110筆	72筆
大山地区	5, 100円	6, 400円	2, 000円	20筆	30筆
大山町全体	5, 200円	————	————	208筆	184筆

※データ数は集計に用いた筆数です。

※賃借料(平均金額・最高額・最低額)の金額は、10a当たりの年額です。

※賃借料を物納支給(水稻)としている場合、玄米30kg当たり8, 350円に換算しています。

※標準的な賃借料を算出するため、全賃借料の平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。また、使用貸借(無償)で締結された賃借は計算に含まれていません。

※金額は算出結果を四捨五入し、100円未満を単位としています。

※備考欄の掲載内容: 令和6年1月から12月までに締結(公告)された使用貸借(無償)です。